

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく交通流動予測の動的手法（交通シミュレーション）の取扱いに係る運用方針

平成28年3月16日

栃木県産業労働観光部経営支援課

1 趣旨

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）二の一の（一）の規定に基づく交通流動予測に係る動的手法（交通シミュレーション）の取扱いについて、栃木県の運用方針を定める。

【指針二の一の（一）】

大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に著しい影響を与えるおそれがあると見込まれる場合には、設置者は、（中略）対応策の事前評価を行うため立地後の交通流動を予測することが必要である。

2 運用方針

交通流動予測については原則として静的手法によるものとするが、次の場合には、動的手法（交通シミュレーション）によるものとする。

①店舗面積が概ね1万㎡以上で、かつ、②周辺道路における交通に著しい影響を与えるおそれが極めて高く、道路管理者、交通管理者、関係市町、経営支援課等による協議において、静的手法のみでは渋滞対策等の効果を十分に評価することが困難と判断される場合。

なお、「交通に著しい影響を与えるおそれが極めて高い場合」の判断は、店舗の個別具体的な状況に基づき、「来客の広域性や集中性」、「周辺交通の状況」、「店舗施設の配置」から総合的に判断するものとする。

附 則

- 1 この運用方針は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 「大規模小売店舗の立地に係る交通流動予測について」（平成18年栃木県産業労働観光部経営支援課）は廃止する。